

第4節 繰上償還（全額繰上償還）

○ 全額繰上償還のできる時期

毎月 …… 償還の流れ参照

（ただし、退職予定者については、退職予定日の属する月においては全額繰上償還できません。）

- * 全額繰上償還を希望する借受人は、繰上償還しようとする月の前月20日（その日が休日に当たる場合は、その休日の前日）まで（12月に提出する場合は15日まで）に全額繰上償還申出書（細則様式第8号）に償還表の写しを添えて貸付担当あて提出してください。

翌月（繰上償還月）月上旬に振込依頼書を送付しますので、それによりその月の給与支給日（繰上償還月が12月の場合は15日）までに振込んでください。

- 1 全額繰上償還に係る利息の算定は、「第6節 繰上償還等に係る利息の算定」を参照してください。
- 2 全額繰上償還をする場合、償還猶予金の残額があるときは、償還猶予金の残額を含めて償還することになります。

☆☆参照条文☆☆

規程16条9項、細則15条

様式名

全額繰上償還申出書

記載例

（細則）様式第8号